

令和3年度諮問（情）第5号  
答申（情）第96号

「〇〇会の理事に関する権限・役割について書かれた公文書の部分開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

## 第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、全て開示すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和3(2021)年2月10日付けで、次のとおり公文書開示請求（以下「本件開示請求」）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

審査請求人が栃木県県土整備部都市整備課（以下「都市整備課」という。）に行った質問に対する都市整備課の平成〇(〇〇)年〇月〇日付けの回答書の中に「〇〇会の支部役員の行状や人となりを調査する権限は県にはない」旨書かれているが、行状や人となりに関して好ましくない不正行為の情報があれば、何らかの対処をしなければならないと考える。そうでなければ、〇〇会の理事に県職員が2名もいる必要はない。

〇〇会の理事に関する権限・役割について書かれた文書を開示ください。

### 2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求の内容から〇〇会規約を対象公文書として特定し、対象公文書中に条例第7条第3号イに規定する非開示情報に該当する情報が含まれているため、当該非開示情報に該当しないと判断した会費に係る情報のみを開示することとし、令和3(2021)年2月24日付けで、条例第11条第1項の規定により公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3(2021)年5月25日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、条例第19条第1項の規定により令和3(2021)年9月13日付けで栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

## 第3 審査請求人の主張要旨

## 1 審査請求の趣旨

非開示決定処分取消しを求める。

## 2 審査請求の理由等

審査請求書及び反論書によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) ○○会規約のうち、開示された会費に係る情報以外の情報は、「団体内部の情報で公開することにより当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第3号イに該当する」として非開示とされたが、インターネットで理事の役割等について検索すると「①理事会に出席して業務遂行について意見を述べ、理事会の決議に加わること。②代表理事を選任すること。③理事会を招集すること。」等の記載があり、この記載内容から考えると、○○会の理事の役割・権限に関する情報を開示することが○○会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することに該当するとは思えない。
- (2) 人事院のホームページには、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」として「①法人等（略）の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより法人等（略）の事業活動が損なわれると認められるもの」、「②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人等（中略）の事業活動が損なわれると認められるもの」及び「③その他公にすることにより、法人等（中略）の名誉、社会的価値、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報」とある。

理事の役割・権限の情報には、上記①から③までの事態に至る内容の記載はないと考える。仮に○○会規約の中に上記①から③までの事態に至る内容が記載されているとしても、その記載部分のみを非開示として、理事の役割部分は、開示すべきである。

## 第4 実施機関の主張要旨

弁明書及び意見聴取によると、おおむね次のとおりである。

### 1 本件開示請求に係る対象公文書の特定について

実施機関は、本件開示請求は○○会本部の理事の役割や権限が記載された公文書の開示を求めたものと判断し、○○会規約を対象公文書に特定した。

### 2 対象公文書の部分開示について

本件開示請求の対象公文書として特定した○○会規約には、○○会の組織体制や運営方法等の内部の情報が含まれており、これらの情報を公開す

ることにより〇〇会の権利を害するおそれがあるため、当該情報は、条例第7条第3号イに規定する法人等に関する非開示情報に該当すると判断し、当該非開示情報の部分を除いて開示することとした。

## 第5 審査会の判断

### 1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、公文書は原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。
- (2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法（総務省行政管理局）」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、公文書開示請求に対して「部分開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、(1)及び(2)の基本的な考え方に立って県民等の公文書の開示を請求する権利が侵害されることのないよう条例を解釈して本件諮問事案を調査審議し、本件処分について、以下のとおり判断するものである。

### 2 対象公文書特定の妥当性について

条例第2条第2項では、開示請求の対象である公文書について、実施機関の職員が職務上作成又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものである旨規定している。

これを踏まえて、上記第4の1で実施機関が行った対象公文書特定の妥当性について、以下検討する。

- (1) 審査請求人が本件開示請求で開示を求めた公文書は、〇〇会の理事に関する権限・役割が記載されている文書である。
- (2) これに対して実施機関は、〇〇会の組織体制や運営方法等が記載された〇〇会規約を対象公文書として特定しており、審査請求人の主張

と違いは認められないことから、実施機関の対象公文書の特定は、妥当であったと認められる。

### 3 本件処分について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときには、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

実施機関は、第4の2のとおり、特定した対象公文書には同条第3号イに該当する非開示情報が含まれるとして、当該非開示情報の部分を除いた部分を開示する本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分で非開示とされた部分は非開示情報には該当しないとして本件処分の取消しを求めていることから、本件処分において実施機関が非開示とした部分に係る非開示情報の該当性について、以下検討する。

#### (1) 条例第7条第3号の該当性について

##### ア 本文の該当性について

(ア) 条例第7条第3号では、「法人その他の団体（（略）以下「法人等」という。）に関する情報（略）」であって、「イ 公開することにより、当該法人等（略）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」及び「ロ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、同号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」を除き、非開示とする旨規定している。

(イ) 審査会は、〇〇会規約についてインカメラ審理を行うとともに、都市整備課に対して意見聴取を行ったが、インカメラ審理の結果、本件処分で非開示とされた部分は、いずれも団体の組織に関する一般的な内容であることが判明した。

(ロ) 条例第7条第3号イの「公開することにより、当該法人等（略）の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのあるもの」について、「栃木県情報公開条例の解釈及び運用の基準」において、「ウ 経理、人事に関する情報その他通常法人等（略）の内部管理に属すべき情報」が例示されている。

審査会が行った都市整備課への意見聴取において、都市整備課

から「〇〇会規約は県が作成した文書ではなく、また、〇〇会は県職員2名が理事になってはいるが、県の下部組織とは別団体であること等を鑑み、公開することにより当団体の権利利益を害するおそれがある情報に該当するものと判断した」旨の説明を受けた。

(エ) しかしながら、(イ)のとおり、本件処分で非開示とした情報は、いずれも団体の組織に係る一般的な内容であり、条例第7条第3号イのこれを公開することによって〇〇会という団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められない。

(オ) また、都市整備課への意見聴取において、都市整備課から〇〇会規約の保有について「〇〇会規約は都市整備課が〇〇会に要請して提供を受けたものではない」旨の説明があったことから、〇〇会規約は、同号ロの実施機関の要請を受けて公開しないとの条件で任意に提供された情報とも認められない。

よって、本件処分で非開示とした全ての情報は、同号のイ及びロのいずれにも該当しないため、同号に規定する非開示とすべき法人等に関する情報には該当しない。

以上により、実施機関が審査請求人の開示請求に対して条例第11条第1項の規定により部分開示を行った本件処分は、妥当ではない。

#### 4 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3(2021)年9月13日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和3(2021)年9月24日 (第46回審査会第1部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第1回審議
令和3(2021)年10月22日 (第47回審査会第1部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 第2回審議
令和3(2021)年11月26日 (第48回審査会第1部会)	・ 審査請求人の意見陳述 ・ 第3回審議
令和3(2021)年12月24日 (第49回審査会第1部会)	・ 第4回審議

## 栃木県行政不服審査会第1部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
江 田 和 宏	下野新聞社取締役主筆	
黒 田 葉 子	元栃木県労働委員会事務局長	部会長職務代理者
小 坂 誉	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学地域デザイン科学部 教授	部会長

(五十音順)